平成２４年（フ）第３１７号
奈良県生駒郡三郷町美松ケ丘西１丁目10番11号
債務者　伊藤友美こと　金　　友美
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７９３号
広島市佐伯区五日市７丁目12番１―101号コーポカンダ
債務者　小林　一幸
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１０号
広島市佐伯区海老園４丁目４番34―403号
債務者　岡本　裕子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１４号
愛媛県新居浜市萩生2828番地の６、前住所愛媛県新居浜市本郷二丁目３番８号
債務者　久保　ゆか（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１１９号
愛媛県西条市大町1523番地５、前住所愛媛県西条市東町268番地
債務者　越智　洋子（旧姓吉井）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２３９号
福岡県久留米市通外町115番地１　小林サンハイツ101号
債務者　皆川　有香
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２４２号
福岡県久留米市本町170番地　ハウスビューティフルモア206号
債務者　杉山　　彰
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第９６号
福岡県田川市大字糒2110番地７
債務者　大木　佳子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３８６号
大分県別府市野口元町12番６号　ニチダンアパート７号
債務者　松本三千代
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６号
大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦2425番地６
債務者　後藤　優典
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
宮崎市大工３丁目250番地１　アルカコンネ成富105号
債務者　吉田　和徳
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６１号
鹿児島県鹿児島市伊敷１丁目20番７号コーポＦ１―302号
債務者　竹下　英伸
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３７０号
鹿児島県鹿児島市伊敷台４丁目29番10―105号
債務者　川嵜喜代子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
福島県本宮市本宮字大町64番地１
債務者　原　　直子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
長野県上伊那郡辰野町大字赤羽563番地７
債務者　小松　聡明
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第５２号
長野県伊那市高遠町長藤2447番地
債務者　島田　敏子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第５５号
長野県上伊那郡飯島町七久保2723番地８
債務者　渡辺　清子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
長野地方裁判所伊那支部